

令和4年11月24日

シャープ株式会社 御中

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206

金沢市北寺町へ9番地3

TEL: 076-254-6733

(連絡先) 敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL: 076-261-8500

FAX: 076-261-7300

(土日祝日を除く 9:00~17:00)



## 要望書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記記載のとおり要望致しますので、ご検討のうえ、本書到達後1か月以内にご回答いただきたく、お願い致します。

なお、本要望書並びに本要望書等に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れ等に関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

### 第1 要望の趣旨

貴社が発売しているスマートフォンについて、機種ごとに、推奨する充電器を具体的に列挙していただくよう要望します。

### 第2 要望の理由

- 1 当法人に寄せられた情報

当法人に、以下の情報提供がありました。

貴社のスマートフォン（AQUOS sense4 lite ライトカップ）を購入した方（以下「購入者」といいます。）が、当該スマートフォンの説明書を読んだところ、「指定のACアダプター（別売）をご使用ください」<sup>1</sup>と記載されておりました。

しかし、説明書に記載されているURLにアクセスしても指定の充電器が出てくるわけではなく、説明書でも例としてシャープの純正品が使われているだけでした。

購入者は、携帯電話の代理店に問い合わせたところ、代理店の従業員の方は、ACアダプターによって差はないという趣旨のことを述べておられました。

そこで、購入者は、家電販売店で薦められたACアダプターを購入しましたが、充電が完了するまでに最長で1日（通常は約150分ということでした）を要しました。

## 2 当法人の要望

消費者にとって、どのようなACアダプターが適切であるかにつきましては、ACアダプターを選ぶに際して重要な関心事であると考えられます。ACアダプターによって時間差が生じることはあり得ると考えられるものの、最長で1日を要するというのは、ACアダプターの性能ではなく、当該スマートフォンに適切なACアダプターが用いられていないからであると考えられます。

「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること」について事業者の努力義務とされておりますので（消費者契約法3条1項2号）、貴社が発売しているスマートフォンについて、機種ごとに、推奨するACアダプターを具体的に列挙していただくよう要望します。

以上

---

<sup>1</sup> [http://k-tai.sharp.co.jp/support/r/aquos-sense4-lite-r/manual/index\\_v2/pdf/SH-RM15\\_J\\_syousai.pdf](http://k-tai.sharp.co.jp/support/r/aquos-sense4-lite-r/manual/index_v2/pdf/SH-RM15_J_syousai.pdf)、8頁